

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「政令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(美容所以外の場所において美容の業を行うことができる場合)

第3条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則で定める施設に入所し、又は通所している者に対して当該施設において美容を行う場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(出張美容の届出)

第4条 出張美容（法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったとき、又は出張美容を行わなくなったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第5条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体は常に清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
- (2) 顔面作業の際は、マスクを使用すること。
- (3) 手指の爪は常に短く切り、作業に着手するときは客1人ごとに石けんで手指を洗い、必要に応じて消毒すること。
- (4) 客用の被布は清潔な布片を使用し、客の皮膚に接する布片に代えて紙製品を使用する場合は、客1人ごとに廃棄すること。
- (5) 消毒済の布片及び器具と未消毒の布片及び器具は、区別してそれぞれの容器に収め、その使用区分を表示すること。
- (6) 衛生上有害と認められる化粧品又はこれに類するものを使用しないこと。
- (7) 消毒液は、随時取り替え、常に清潔に保つこと。
- (8) 機械器具は、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
- (9) くず毛及び汚物は、作業のつど毛髪箱又は汚物箱に収めること。
- (10) 作業を行っているときは、酒気を帯び、又は喫煙をしないこと。
- (11) 出張美容を行う者にあつては、前各号に掲げるもののほか、外傷に対する救急処置に必要な薬

品及び衛生材料（次条第6号において「救急薬品等」という。）を携行すること。

（美容所について講ずべき措置）

第6条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 作業室と居室の間は、障壁を設けること。
- (2) 作業室の床面積は、9平方メートル以上とすること。
- (3) 作業室に置くことができる美容用の椅子の数は、作業室の床面積が9平方メートル以下の場合にあつては2台まで、9平方メートルを超える場合にあつては2台にその超える部分の床面積3平方メートルごとに1台を加えた台数までとする。
- (4) 待合所の床面積は、おおむね1.5平方メートル以上とし、美容用の椅子の数に応じ適当な広さを有すること。
- (5) 作業室の天井は、じんあいの落ちない構造とすること。
- (6) 作業室には、救急薬品等を常備すること。

（手数料）

第7条 法第12条の規定により美容所の構造設備について検査を受けようとする者は、美容所検査手数料として17,000円を納付しなければならない。

- 2 美容所検査手数料は、法第11条第1項の規定により行う当該美容所の開設の届出の際に納付しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に出張美容を行っている者に対する第4条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和2年6月30日までに」とする。